

確定申告は**4月15日**まで延長

所得税 消費税 贈与税

申告・納付期限が延長されます

新型コロナウイルスの影響で、混雑回避などのため所得税や消費税などの申告・納税期限が4月15日（木）まで延長されています。申告した金額に誤りなどがある場合には、訂正申告をすることが可能です。（後の日付で提出した申告書が採用されます） 振替納税の方は、所得税は5月31日、消費税は5月24日が振替日となります。

茨城県・営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金

関連事業者支援一時金を開始

【概要】

- ◎ 令和3年1月、又は2月の売上が前年（又は前前年）同月と比較して50%以上の減少（県の時短や外出自粛要請で影響のあった事業所）
- ◎ 支給額は、一律20万円（複数事業所でも）
- ◎ 時短協力金を受けた事業所は対象外
- ◎ 受付の締切りは5月31日（月）まで

【対象業種】

- ◎ 食料品や酒などの卸業者 食品加工業者
おしぼり・箸などの卸業者 運転代行業
- ◎ ホテル・旅館 バス・タクシー業 理・美容業
クリーニング 冠婚葬祭業 マッサージ店
小売店（雑貨・アパレルショップなど）
整骨 整体 鍼灸院 エステ店など

大腸がん検診終了
 民商共済会主催の、2020年度の大腸がん検診が終了しました。今回は170名の方が受診し、受診率は共済会員の60%に及びました。（非会員は5名）また受診者の内、26名の方が陽性判定となっています。たばこ・飲酒・食生活の変化や年齢の高齢化などによって国内では、大腸がんにかかる方が増えています。男性では1人に一人が、女性では13人に一人がかかる病気となっています。早期検診・早期治療が大切です。

売上が1000万を超えたら消費税の申告が必要なの？
Q 今年の売上が1000万円を超えただが、消費税の申告は必要ですか？
A 必要ありません。ただし、2年前の売上が1000万を超えていると申告が必要となります。消費税は、困ったことに申告の基準が紛らわしいのです。簡単にその年の売上額ですべて判断できればいいのですが、そうはいきません。消費税は、申告するかどうかの判断と計算して申告する年分が同一ではありません。ここが所得税などと違うところです。消費税では、今年の申告をする場合、2年前の売上額が1000万円を超えているかどうかを判断します。超えていなければ今年の売上が1億円でも申告不要です。

建設国保の加入は民商へ

- 個人事業で建設業の方が対象です
- 保険料は定額制なので安心です
- 休業5日以上の場合、補償があり
- 医療費が月17500円以上は還付

労災・雇用保険の加入を

- 建設業なら事業主のみでも加入が（大工・左官・管・電気・塗装等）
- 保険料は年3回の分割払い
- 他の組合よりも低い手続き費用

民商共済会はあなたの味方

- ◆ 会員・配偶者は無条件加入が
- ◆ 月1000円で入院1日3000円
- ◆ 3日以上入院で120日分まで給付
- ◆ 75才で長寿祝金（65未満加入）